

使 用 申 込 書

令和 年 月 日

三木市古民家活用推進協議会 様

住 所

団体名

代表者名

国登録有形文化財「旧玉置家住宅」を使用したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、使用にあたっては裏面の注意事項を遵守します。

記

使用目的 「イベント名等」				
使用日時（１日以内）	令和 年 月 日（ ）	午前 時 分から 午後 時 分	午前 時 分 午後 時 分	
使用期間（２日以上）	令和 年 月 日（ ）	午前 時 分から 午後 時 分	主催者（関係者）数 人	
※準備・撤去期間も含めた使用日時を記入ください。	令和 年 月 日（ ）	午前 時 分まで 午後 時 分	予測客数 人	
使用場所に○を記入	・離れ座敷（１階 ・ ２階） ・外 庭			
入場(参加)料や商品販売、撮影費などを伴う貸館利用の有無を○で記入			有 ・ 無	
チケット等を販売する場合、古民家カフェ玉置のコーヒー代を含むか			含む・含まない	
機材使用の内容	・長机（高・低）…○脚 ・座布団…○枚 ・あぐら座椅子 …５個 ・パイプイス…○脚 ・展示用パネル…○枚			
使用責任者	氏名 電話 - -			

上記のとおり使用を許可します。

令和 年 月 日

団体名

代表者名 様

三木市古民家活用推進協議会

「旧玉置家住宅」は国登録有形文化財であり、市民の財産でもあります。下記の事項を遵守し、訪れる全ての皆様が気持ちよく利用できるように大切にしましょう。

(注意事項)

1 (利用について)

旧玉置家住宅の貸館に関する規約を遵守すること。また、利用人数は最大40名程度とする。(40名を超える場合は事前に観光振興課に相談すること)

2 (使用目的の制限)

特定の政党その他の政治的勢力を伸長したり、特定の宗教の宣伝流布を目的として使用しないこと。

3 (禁煙及び火気の使用)

「旧玉置家住宅」の敷地内は禁煙とする。また、許可された場所以外での火気使用を禁止する。

4 (飲食場所の範囲)

離れ座敷以外での飲食はしないこと。

5 (掲示物の禁止)

「旧玉置家住宅」に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

6 (備品の取扱い)

備品の準備、片付け等は申請者が行うこと。

「旧玉置家住宅」の備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

7 (使用範囲)

許可を受けた場所以外を占用したり、許可を受けた以外の器物を使用しないこと。また、持ち込んだりしないこと。

8 (迷惑行為の禁止)

騒音、暴力など他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないこと。また、他人に危害、迷惑をかける物品、動物を携行しないこと。

9 (室内外の美化、現状の回復)

使用終了後は、ただちに設備、器具類などをもとの位置に戻し、室内外を清掃して、施錠依頼の連絡をすること。また、使用によって生じたゴミは使用責任者の責任で持ち帰ること。

10 (弁償)

使用者は、施設、備品等に損傷を与え、または滅失した時は、現状回復するための費用を弁償すること。

11 (その他)

この注意事項に記載のない事項については、施設管理者（三木市観光振興課）の指示に従うこと。

【連絡先】

三木市古民家活用推進協議会

三木市役所 産業振興部 観光振興課

TEL 0794-82-2000 代 FAX 0794-82-2019